

# 建築士 やまなし

No.68

— ARCHITECTURE YAMANASHI —



建物名称：山梨県庁舎別館

設 計：馬場設計・アルケドアティスJV  
施 工：内藤ハウス・国際建設・興龍社JV  
創 建 年：昭和5年(築85年)  
県指定有形文化財  
完成年月：平成27年3月  
規模・構造：RC造一部S造、一部W造  
地上3階 地下1階建て  
延べ面積 6,325.14m<sup>2</sup>

文化財として価値の高い外観仕上げや部屋を修復・保存しながら、耐震補強・バリアフリー・省エネルギーなど県庁舎として利用する執務室の機能を向上させた。



正庁



旧知事室

## ●目次●

ごあいさつ 山梨県国土整備部建築住宅課長 渡井 攻	2
平成27年度 通常総会報告	3
平成27年度 関ブロ群馬大会に参加して 北富士支部 小林 弘幸・甲府支部 三森 貴嗣	4
連載 リンク 関ブロ 第3回「走る」	5
女性部会 関ブロ 群馬大会に参加して 松野 範子・先人たちが遺してくれたもの 中澤 幸子	6
建物探訪No.6 夢叶い、上条集落が110番目の重伝建に！ NPO山梨家並保存会 代表理事 石川 重人	7
県からのお知らせ	8
事務局よりお知らせ	10

# ごあいさつ

山梨県県土整備部建築住宅課長

渡 井 攻



一般社団法人 建築士会の皆様には、まちづくりや景観、建築防災など、本県建築行政を推進していく様々な場面において、御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、本年2月より、「後藤県政」が新たにスタートしましたが、現在、117の公約の実現に向け、新たな県政運営の指針となる総合計画の策定作業をおこなっているところであります。

この中から当課で取り組む重点施策を2点紹介させて頂きます。

まず、避難路沿道建築物の耐震化についてです。大規模地震発生時における住民の避難路や緊急車両の通行を確保することは、災害に強い県土づくりのために重要であることから、昨年度、対象建築物のない2町村を除く全市町村において、緊急輸送道路等を耐震改修促進法に基づく避難路として指定したところであります。

この指定により、避難路を閉塞する恐れのある建築物は、本年度末までに所管行政庁である県または甲府市に耐震診断の結果を報告することが義務付けられました。これらの建築物に対しては、昨年度、県と市町村で連携して耐震診断費用への補助制度を創設したところですが、これに加えて、耐震化が必要となる建築物の耐震設計や改修費用に対して助成する、災害時避難路通行確保事業を、6月議会での審議を経て、創設したところであります。

住宅・建築物の耐震化については、これまで建築士会の皆様と連携して取り組んで参りましたが、避難路沿道建築物の耐震化の促進につきましても、引き続き皆様のご協力をお願ひいたします。

次に、全国第一位と昨年報道で大きく取り上げられた、本県の空き家率についてです。空き家に

ついては、全国的に社会問題化する中、昨年11月、「空き家対策の推進に関する特別措置法」が制定され、本年5月から完全施行されました。

こうした中、県では、情報と課題を共有し連絡調整を図るため、関係課室で構成する連絡会議を1月に立上げ、更に、市町村と県の連絡調整を円滑に行なうため「空き家等対策市町村連絡調整会議」を4月に組織いたしました。連絡調整会議はこれまでに2回開催し、国で示した基本指針やガイドラインなどの説明に加え、助成制度や利活用、税制といった空き家に関連する様々な分野の情報提供を行なってきました。

法が施行されて以降、市町村における条例の制定や府内連絡調整会議の設置など、空き家対策への取り組みが広がっており、今後は、市町村ごとの空き家対策計画の策定が進んで行くものと考えております。県としましては、空き家対策に取り組む市町村を様々な面からバックアップしていくたいと考えております。

皆様におかれましては、市町村が取り組む空き家対策に対して、建築の専門家としての視点から、様々なアドバイスをしていただけますようお願いいたします。

建築住宅産業に対する、一般消費者ニーズは、年々、多様化・高度化しています。建築士の皆様には建築技術者として、よりよい建物づくりやまちづくりに御尽力、御活躍をいただくとともに、県民誰もが夢や希望を持って安心して暮らせる地域社会を実現するために、今後とも建築行政へのご協力をお願いいたします。

結びに、山梨県建築士会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝、御活躍を御祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

# 平成27年度 通常総会報告

平成27年5月20日(水)14時30分より、甲府市丸の内一丁目13-7 山梨県建設会館3階研修室において、平成27年度通常総会を正会員1,106名中762名(委任状702名 出席者60名)の出席を得て開会した。(総会は、一般社団法人 山梨県建築士会 定款第22条第2項の規定により正会員の3分の2以上の数(738名)に達したので開会は有効とする。)

1. はじめのことばを 副会長 望月 健君が述べ、物故会員への黙祷、会長あいさつを会長 雨宮 健一君が述べた。

続いて各支部より推薦された甲府支部 窪田 方樹君 他7名に対し、会長より感謝状と記念品の贈呈が行われた。次に、平成26年度関東甲信越ブロック会の優良建築物の表彰をされた北富士支部の建築設計室アトリエ風 代表 渡邊精一君へ会長より賞状の伝達がされた。

次に、来賓5名を紹介し、保坂 徹也山梨県県土整備部建築住宅課建築物防災対策監、望月 伸甲府市建設部まち開発室長より、それぞれ祝辞をいただき、公益社団法人 日本建築士会連合会三井所 清典会長からの祝電を披露し、議事に入る。

2. 議事に入る前に、一般社団法人 山梨県建築士会 定款第20条の規定により、会長 雨宮 健一君が議長となる。

続いて議長より定款第24条第2項の規定により、議長が議事録に署名する旨を説明し、承諾を得た。

① 議事に入り、第一号議案「平成26年度事業報告承認の件」並びに、第二号議案「平成26年度収支決算報告承認の件」の両議案を一括上程し、事務局より説明があった後、監事の 新谷 茂樹君より「厳正且つ適正に処理されている」旨の監査報告がなされ、議長が議場に諮ったところ全員異議なき旨の声があり承認可決された。

② 次に、第三号議案「平成27年度事業計画の件」並びに第四号議案「平成27年度予算の件」の説明が事務局より行われ全員異議なく原案通り承認された。

③ 次に、第五号議案「定款変更の件」についてワーキング・グループ部会長の望月 雄二君及び事務局より説明が行われ全員異議なく原案通り承認された。議事はとどおりなく終了した。

④ その他、理事会で選出された終身会員について同意を求めたところ、全員異議なく承認され、議長は議事進行に対する協力を謝して議長席を降りる。

3. その他、事務局より、第50回建築士会親睦スポーツ大会は11月7日(土)に市川支部主催で開催する旨説明した。

次に、第58回建築士会全国大会(石川大会)が10月30日(金)に開催されるため、各支部単位での参加と本会でも全国大会へ参加される会員を募集する旨を説明した。

4. 議事が終わり、副会長 渡辺 讓君がおわりのことばを述べ、ここに平成27年度通常総会は15時45分盛会裡に無事終了した。

## 平成27年度 感謝状贈呈者氏名 (敬称略)

氏 名	所属支部
窪田 方樹	甲府支部
中澤 幸子	甲府支部
深沢 哲	中巨摩支部
日野原 充	塩山支部
鶴田 正樹	石和支部
小林 昭一	北富士支部
溝呂木 百合	大月支部
山口 清一	都留支部

## 平成27年度

# 関プロ 群馬大会に参加して

富士東部青年部 小林 弘幸（北富士支部）

6月19（金）、20（土）の二日間、群馬県安中市の磯部温泉にて開催された『関東甲信越建築士会ブロック会 青年建築士協議会 群馬大会』に参加させていただきました。

来年度が山梨県での開催ということもあり、今年の山梨県建築士会々員は40名を超える大人数での参加となり大いに盛り上りました。

私が発表者として参加した第一分科会の今年のテーマは『建築の種をまこう』であり、各都県の様々な興味深い活動内容が発表され、また、全員参加による投票により表彰者を決めたり、発表後にさらにテーブルトークを行ったりと新たな試みが行われた分科会となりました。また、終了後の大懇親会にも多数の方が出席し、非常に盛り上がった大会となりました。



さて、来年はいよいよ山梨大会です。我々青年部会員も既に昨年から実行委員会を開催し、準備にとりかかっていますが、まだまだやる事がたくさんあり、青年部一丸となって山梨大会を成功させようと努力しています。

この一年間は山梨大会に向けて大事な一年間となります。そのためには皆さんのお力が必要です。是非、皆さんと一緒に、頑張って山梨大会を成功させましょう。

青年部 三森 貴嗣（甲府支部）

6月19日・20日に「建築の種をまこう」のテーマの下、舌切り雀のお宿 磯部ガーデンに於いて関東甲信越建築士会ブロック会青年建築士協議会が開催され参加しました。

初日は、会場到着後、大会式典に参加しました。その後、関東甲信越の1都9県の青年建築士による各都県での活動報告を聞きました。「地域の魅力を引き出した活動」「街づくりを通してのコミュニティの育成」「建築と街と人の関わり」など、大変魅力のある素晴らしい内容の発表を聞き、同年代の建築士の活動内容や活動意欲、プレゼン力など、とても刺激になりました。

次に、文化財修復の設計に関わった経験から、富岡製糸場を通しての「歴史的建築物における建築士の役割」という分科会に参加しました。富岡製糸場が世界遺産に登録されるまでの経緯や評価、「歴史的価値」「建造物的価値」などを中心とした講演でしたが、改めて歴史的建造物の「評価の仕方」や「保存修復の方法・技術」などの難しさや大切さを実感することが出来た大変貴重な講演内容でした。

翌日は、富岡製糸場や群馬県立近代美術館、上州富岡駅を視察し、建築談義（？）に花を咲かせながら帰路に着きました。はじめは、どんな大会なのかと少々緊張気味でしたが、同年代の方とも意見を交わし大変有意義な大会参加となりました。ありがとうございました。

～平成28年関プロ山梨大会に向けて～  
連載 リンク関プロ 第3回「走る」

### 実行委員会を開催しています

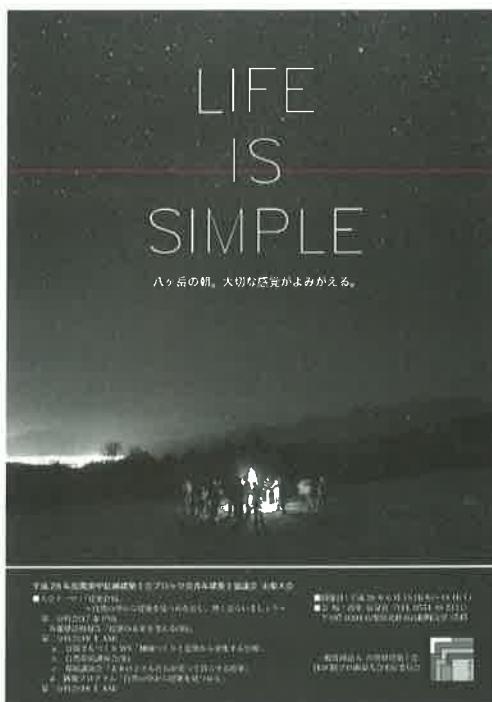
平成26年度の2回に渡り、この建築士やまなしでは「リンク関プロ」として、先輩方から前回及び前々回の山梨大会当時の振り返りや、平成28年度山梨大会に向けたメッセージを頂戴しました。

その言葉を胸に、本年3月から定期的に実行委員会を開催し、様々な調整や協力要請を行ってきました。そこでは、清里大会の構成や、会場調整、広報に関することなど、来年の大会に関する多くのことについて、話し合いがスタートしています。

### 群馬大会に向け取り組んだこと

この6月に開かれた群馬大会に向けた実行委員会での取り組みは、県内外多くの方に山梨大会に参加していただくために、全体会議

でのPRムービーやポスター、缶バッジ、スタッフユニフォームの製作、実行委員会便り群馬大会特別号配布、大懇親会での呼び掛けなど、山梨大会について知って頂くための取り組みを行いました。ホームページなどで、広範囲に告知を行える体制を整え、今後山梨大会に向けてのあゆみも記録し、皆でつくり上げる大会を目指しています。



### H28建築士会関プロ山梨大会 実行委員会便り

月刊会誌「建築士」への折込チラシを、2月末からスタートさせました。6月末までの5回と群馬大会特別号を発行し、取り組み報告や、協力の依頼、イベント告知などを進めています。

今までの一連の取り組みを、こちらで確認することが出来ます。今後も来年の山梨大会まで、隔月で発行し折り込みを予定しています。

これらの取り組みにお気軽に足を向けていただき、会員各位、建築士としてできることすべきことを、それぞれが考える機会にしていただければと思います。

### お問い合わせ

ホームページ <http://kanblo.ykenchikushi.org/>

メール [seinen@ykenchikushi.org](mailto:seinen@ykenchikushi.org)

### 群馬大会からのフィード

#### バック

予定されている山梨大会とは趣の違う今年の群馬大会でしたが、群馬帰りに清里会場を山梨からの参加者全員で見学し、初めて会場を目にしたメンバーからも立地条件や施設構成の面白さに、様々なアイディアが寄せられています。

群馬のゆとりのある会場や大懇親会でのおもてなしとは違った、山梨ならではの満足いただける構成の構築に希望を感じる群馬大会ツアーノリマツ。

### H28建築士会関プロ山梨大会 実行委員会便り

1年バッヂをつけて山梨大会へ是非!

まよめ山梨大会にはこれ高いバッヂで行く  
でござなさい。まよめ山梨大会をつなぐ  
皆であります。



2.大会概要は事務局PR員を信頼ください!

本日は事務局に山梨大会のポスターを  
掲示して下さい。



3.Facebookでいいね!をお願いします!

かわのマコトがH28建設士会関プロ山梨大会。  
Facebookページへのいいね!をお願いします。

まだかくじ日本を紹介します。

[http://www.ykenchikushi.org/  
seinen@ykenchikushi.org](http://www.ykenchikushi.org/seinen@ykenchikushi.org)

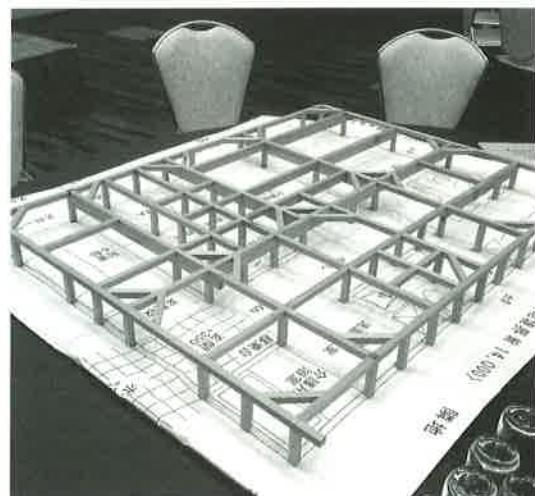


## 平成27年度 関ブロ 群馬大会に参加して

女性部 松野 範子

6月19日・20日の日程で、群馬県「舌切り雀のお宿 磐部ガーデン」にて開催されました。女性部では6名の参加。私は日帰りでしたが、今回の群馬大会は分科会が一日目に集約されていたため、大変充実した一日を過ごすことができました。第一分科会では、『建築の種をまこう』という大会テーマをもとに、各都県の活動報告の発表が行われ、私が参加した第一分科会Ⅱでは、各都県がテーブルに分かれ、興味があった発表についてさらに詳しく話が聞ける場が設けられました。山梨の「ロケットストーブ」、神奈川の「二級建築士製図受講者向けの木造勉強会」に興味があり、それぞれのテーブルで話を聞くことができました。「ロケットストーブ」の詳しい作り方を教えていただき、「二級建築士製図受講者向けの木造勉強会」の為に制作された1/10の伏図模型と1/10の矩計模型を見させていただきました。建築士の卵たちに、このような活動で建築士会の存在をアピールすることは、とても有効だと思いました。「ロケットストーブ」で地域防災活動を行い、建築士のイメージアップを図ることも、とてもいい活動だと思いました。

この日、会場を後にしたのが17:00頃。そして帰宅したのが23:00頃。山梨の交通の便の悪さを恨みつつ、有意義な一日を過ごし、「女性部でも社会貢献に結びつく活動ができたらいいな」と思う群馬大会でした。



## 先人たちが遺してくれたもの

女性部 中澤 幸子

平成26年12月13日、山梨県庁舎別館改修工事現場見学会に参加した。昭和5年創建のアールデコ様式を持つ県指定有形文化財である。改めて良く見ると、至る所に装飾性の高いディテールが施されている。

エントランスホール柱頭部・手摺支柱の装飾。エントランス・正庁・旧内務部長室の壁や梁には美しいレリーフ。正庁では、前改装時に天井内に隠蔽されていたという創建当時の折り上げ格天井・鋳鉄製装飾等々。職人さんたちの手仕事に胸がワクワクすると同時に、ものづくりに対する誇りが伝わって来る。

地元の材料として塩山産花崗岩、道志産大理石（恐らく）の使用が、残る資料から推定されるそうだ。「山の字」模様を取り入れた瓦頭・外壁の装飾、そして平面プランの形状。暖炉周りには葡萄のデザインと様々なところに郷土性が散りばめられている。現存する資料が少ない中、詳細な現況調査から始まり文献・類似事例などから検証し、保存・修復方針を定めたという今工事。耐震化工事も含め、関係各位の探究心と情熱に支えられて完成した賜物だと頭が下がる思いである。

先人たちの息吹を感じる建造物が一つずつ増え、歴史豊かな町並みに成熟して欲しいと切に願うばかりである。余談ではあるが甲府市の旧町名、桜町・柳町・魚町等名前の由来を大切に、身近な存在になって欲しいと思う。連綿と続く暮らしに思いを馳せ、山梨県民としての誇りとしたい。

## 夢叶い、上条集落が110番目の重伝建に！

NPO山梨家並保存会 代表理事 石川 重人（塩山支部）

中央線塩山駅の北口にある甘草屋敷（重要文化財「旧高野家住宅」）、甲府から峡東地域にかけて点在する養蚕型茅葺民家の代表格ですが、正面から見るとまるで袴（カミシモ）を着た福助人形によく似ているので、別名「福助型民家」という愛称があります。



ビューポイントから見る上条集落の全景

(財)都市農山漁村活性化機構による平成14年の全国茅葺民家調査で塩山市（現在の甲州市塩山地域）には当時470棟の茅葺き民家が確認されました。その中で下小田原の上条集落は棟数こそ十数棟と少ないながらもビューポイントから眺める雛

(ひな)段状に並ぶ民家群が美しく、さらに「木喰仮の里」、あるいは「金山衆の里」といった歴史文化的な側面も加わって、愛すべき福助型の民家集落として注目されることになりました。

平成17年には(財)日本ナショナルトラストによる観光資源調査が実施され、その後10年の準備熟成期間を経て平成27年、日本で110番目の重伝建（重要伝統的建造物群保存地区）に認定されることになりました。



平成22年、茅葺き屋根に葺き替えられ修復された甲州民家情報館。士会会員の筆者が代表理事を務めるNPO山梨家並保存会が事業主体となり修復、今までその運営を託されている。

# 県からのお知らせ

## 山梨県県土整備部建築住宅課

<http://www.pref.yamanashi.jp/kenchikujutaku/index.html>

### ◆山梨県建築基準法施行条例の一部改正について◆

都市再生特別措置法等の改正に伴う建築基準法の一部改正及び建築基準法の一部改正を踏まえ、山梨県建築基準法施行条例の改正を行いました。（平成27年3月25日公布 平成27年4月1日施行／平成27年6月1日施行）

※ 建築住宅課HPを御覧ください。

### ◆建築士法の一部改正について◆

建築設計関係三団体（公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、公益社団法人日本建築家協会）による「建築物の設計・工事監理の業の適性化及び建築主等への情報開示の充実に関する共同提案」を踏まえ、書面による契約の義務化（300m<sup>2</sup>超）、監理建築士の責務の明確化、建築士免許証提示の義務化等について、建築士法が改正されました。（平成26年6月27日公布 平成27年6月25日施行）

※ 建築住宅課HPを御覧ください。

### ◆建築士法の一部を改正する法律（平成26年法律第92号）附則第3条の規定による建築士事務所に所属する建築士の届出について◆

改正建築士法附則第3条第1項が平成27年6月25日から施行され、建築士事務所の開設者は、施行日から起算して1年以内（平成28年6月24日まで）に、所属建築士についての事項を知事あてに届出を行うこととなりました。（同時期に更新手続きがある事務所を除く。）

※ 様式は、建築住宅課HPからもダウンロードが可能です。届出書は、建築住宅課または建築士事務所の所在地を所管する建設事務所に1部提出してください。

### ◆～建築士、建築士事務所の処分基準～◆

建築士法に基づき、山梨県知事の免許を受けた二級建築士・木造建築士、並びに山梨県知事の登録を受けた建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、業務の適正を確保することを目的として、「二級建築士、木造建築士の懲戒処分の基準」及び「建築士事務所の監督処分の基準」を制定して公表していますが、この度の建築士法の改正により新たに設けられた規定に対応した懲戒事由及び監督処分事由を追加するなど、処分基準の見直しを行いました。

※ 建築住宅課HPを御覧ください。

### ◆～設計等の業務に関する報告書～◆

平成19年6月の建築士法改正により、全ての建築士事務所の開設者は事業年度毎に設計等の業務に関する報告書を都道府県知事あてに提出することが義務づけられています。（建築士法第23条の6）

事業年度終了後3か月以内に毎年提出することが必要です。事業の実績がない場合も報告書の提出は必要ですのでご注意ください。なお、この報告書は一般的の閲覧に供せられます。（建築士法第23条の9）

※ 報告書は、建築士事務所の所在地を管轄する建設事務所に2部提出してください。

### ◆～建築士定期講習～◆

建築士法の規定により、建築士事務所に所属するすべての建築士は、登録講習機関が行う定期講習を3年以内ごとに受講しなければなりません。

建築士事務所開設者は、所属建築士が受講したかどうかを確認し、受講していない場合は、速やかに受講させてください。

なお、未受講の場合は、建築士法に基づく懲戒処分が適用され、管理建築士が処分を受けた場合は、建築士事務所の開設者も併せて、処分対象となりますのでご注意ください。

## ◆～木造住宅の耐震化～◆

県では今後予想される大地震に備え、山梨県耐震改修促進計画(平成27年度改定予定)において住宅の耐震化率を平成17年度末の72.3%を平成27年度末に90%を目標に推進しております。

建築士会会員の皆様には、耐震改修設計や改修工事の補助制度を積極的に活用して頂き、一件でも多くの木造住宅の耐震化をお願いします。

なお、補助の対象や基準、補助金の額は市町村によって異なる場合がありますので、詳しい内容は、お住まいの市町村窓口にお尋ね下さい。

また、県では、昨年度作成した木造住宅耐震化啓発CMを本年も放映します。テレビの放送期間は、平成27年7月25日(土)から8月4日(月)の10日間、ネット配信は平成27年7月25日(土)から(1年間放送予定) 山梨県HP「インターネット放送局」にて配信を行っておりますので、是非ご覧ください。

## ◆～木造住宅耐震化支援事業メニュー～◆

### 耐震診断支援事業（無料）

市町村が委託した建築士が、住宅を調査し、地震に対する強度を無料で診断します。

### 耐震改修設計支援事業（補助）

耐震改修支援事業又は耐震性向上型改修支援事業の対象となる木造住宅の耐震改修設計に対し、補助を行います。

### 耐震改修支援事業（補助）

耐震診断による総合評点が、県が指定する地域で1.0未満、その他の地域で0.7未満の木造住宅を耐震改修し、総合評点を1.0以上にする改修工事を対象とします。

### 耐震性向上型改修支援事業（補助）

耐震診断による総合評点が、0.7未満の昭和45年12月以前に着工された木造住宅を改修し、総合評点0.7以上1.0未満にする改修工事を対象とします。

※ 補助の対象や基準、補助金の額は市町村によって異なる場合があります。詳しい内容は、住宅がある市町村窓口にお訪ねください。

## ◆～「空き家対策」に関する協力のお願い～◆

平成26年11月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年2月にその一部が施行され同時に「基本指針」が示されました。また、5月には法の完全施行と共に、対策の実施に関する「ガイドライン」も示されたところです。

これを踏まえ、県では、安全性や防災、景観など、多岐に渡る空き家問題に対して、関係する部局が連携して取り組むため「府内空き家対策連絡協議会」を平成27年1月に立上げました。また、4月には「空き家対策市町村連絡調整会議」を発足し、空き家対策に取り組む市町村への支援を強化したところであります。

今後市町村において、法で規定された「空き家対策計画」を策定し、計画に基づいた空き家対策に取り組むこととなります。対策を進める過程において専門的な見解や技術的な判断が必要となる場合もあります。

市町村からは空き家対策に関する様々な場面において、皆様への協力要請があると思いますが、その際には、ご協力をいただけますよう、よろしくお願ひいたします。

## ◆だしてみるじゃん～平成27年度 山梨県建築文化賞作品募集～◆

山梨県建築文化賞推進協議会

『「暮らしやすさ日本一」の県づくりを目指して』景観や機能性などに優れた建築物を表彰する「山梨県建築文化賞」の作品を募集しています。

建築士会会員の皆様から多くの応募、推薦をお待ちしています。

◇募集対象 県内で、過去一年以内に竣工（新築、改築、増築等）した建築物及びリニューアル（建築物部位の過半の修繕、模様替）した建築物等

◇募集期間 平成27年7月1日(水)～8月21日(金)(郵送等の場合は、期間内の消印に限り有効)

◇提出先 (一社)山梨県建築士会 山梨県建築住宅課 各建設事務所建築住宅担当

※ 建築住宅課HPを御覧ください。(過去の受賞作品も御覧になれます)